

(案)

造 林 事 業 請 負 契 約 書

- 1 事業名 造林事業(槇谷山2238ろ林小班外1 地拵作業外4)(翌債)
- 2 事業場所 高知県安芸郡馬路村馬路 槇谷山国有林2238林班ろ小班外1
- 3 事業量 別紙 事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契 約 締 結 日 の 翌 日 から
令 和 8 年 11 月 30 日 まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 (うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)) 額

[注] () の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
○	部分払	2 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年11月20日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 高知県安芸市川北乙1773番地6
氏名 分任支出負担行為担当官
安芸森林管理署長 石原 敬史 印

請負者 住所
氏名
印

〔注〕請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

事業内訳書

記入 番号	作業種	国有林名	林小班	面積 (数量)	単位	樹種・本数			事業期間
						スギ	ヒノキ	計	
3	地 拵	槇谷山	2238ろ	8.23	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和8年11月30日
9	地 拵	槇谷山	2238は	0.12	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和8年11月30日
3	植 付	槇谷山	2238ろ	3.38	ha	4,732		4,732	自 契約締結日の翌日 至 令和8年11月30日
3	植 付	槇谷山	2238ろ	4.85	ha		10,185	10,185	自 契約締結日の翌日 至 令和8年11月30日
9	植 付	槇谷山	2238は	0.12	ha	168		168	自 契約締結日の翌日 至 令和8年11月30日
－	単木保護具設置	槇谷山	2238ろ	3.38	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和8年11月30日
－	単木保護具設置	槇谷山	2238は	0.12	ha				自 契約締結日の翌日 至 令和8年11月30日
－	鹿防護網設置	槇谷山	2238ろ	1.90	km				自 契約締結日の翌日 至 令和8年11月30日
2	歩道新設	槇谷山	2238ろ	0.55	km				自 契約締結日の翌日 至 令和8年11月30日
	合計			20.20 2.45	ha km	4,900	10,185	15,085	

1. 本数伐採率は実地調査（収穫調査）の本数伐採率とする。
2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は（本）、除伐2類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率（％）、下段はha当りの目安伐採本数(本)である。

材 料 仕 様 書

1. この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2. 材料の規格及び数量

材料名	規格	単位	数量	備考
スギコンテナ苗	苗長35cm上 根元径4.0mm上	本	4,900	
ヒノキコンテナ苗	苗長35cm上 根元径3.5mm上	本	10,185	
コンテナ苗用袋	1枚40本入り	枚	378	
単木保護具	下記参照	セット	4,900	セット内訳下記5のとおり
獣害防止ネット	下記参照	セット	38	セット内訳下記7のとおり

3. 請負者は、2を購入した場合は、遅滞なく納品書を監督職員へ提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

4. 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

単木保護具のセット内容は下記を基本とする。

部材名	品質・規格	数量
① 保護カバー	設置後地上高170cm程度 耐候性使用	1 枚
② 支柱	上記の使用を満たすネット設置に適した長さを有するもの	1 本
③ 留め具	①②を固定する止め具	1 式
④ 押さえ杭	①と地面を密着させるために適した長さで強度を有するもの	1 式

6. 材料は、この仕様書に定める品質・規格を満たすものを選定しなければならない。

上記5について、同等品(品質・規格が同等以上)を選定する場合は、品質・規格が同等品であることが証明できる書類を提出し、監督職員の検査を受けなければならない。

7. 獣害防止ネットについては、下記及び別紙「鹿防護網設置仕様書及び定規図」を参考とし同等又は同等以上のものとする。

8. 獣害防止ネット50m一式

品名	規格等	数量	単位
①獣害防止ネット	ステンレス線入り 50mm目合 2.4m×50m 上段1.0mポリエチレン (400D 30本以上) 中段1.0mステンレス入り (400D 30本以上 φ 0.29 4本) 下段0.4mポリエチレン (400D 30本以上) 上張り、下張り、裾抑えロープ付き (8mm) 視認性の良い色	1	枚
②本体ネット固定アンカー	アンカー 400mm	96	本
③支柱	FRP支柱 φ33×2.4m	16	本
④支柱控えロープ	φ6mm×55m	1	本
⑤支柱控えアンカー	アンカー 400mm	16	本
⑥被膜番線	#16 100m	1	巻
⑦ロープ止め支柱キャップ	φ33用	16	個

9. その他

品名	規格等	数量	単位
獣害防止ネット用ファスナー	1.6～2m程度	4	個
本体ネット結束部材	ステンレス線入補修糸 55m/巻 (本体ネット50mに編み込む長さ7m程度)	5	巻

地 拵 作 業 仕 様 書

地拵作業については、造林事業請負標準仕様書第27条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は、発注者において周囲を表示、又は現地において指示した区域とする。
- 2 区域内の雑草木は、全部をできるだけ低く刈払うこと。
- 3 刈払物及び残存する末木枝条類（以下「刈払物等」という）は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう次により処理するものとする。

(1) 筋 置

ア 植幅、筋置幅の基準は次のとおりとするが、現地の実状により、これにより難しい場合は監督職員の指示によること。

植 幅 2.5 m

筋置幅 1.5 m

イ 刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。

ウ 植幅、置幅については、(1)アの植幅又は、監督職員の指示した植幅の20%以上減にならないもの又は置幅の20%以上増にならないこと。

(2) 枝条存置

ア 刈払物のうち不安定な状態のものは、枝払い又は適宜の寸法に切断して、できるだけ地表面に密着するよう存置する。

イ 刈払物が特に多い箇所は、植付に支障のないよう一部筋置を併用し、局部に集積することのないよう留意すること。

(3) 線 地 拵

ア 植筋線の刈払物等は、地上20 cm以上ある場合植筋線外に片寄せる。この場合、不安定なものは、枝払い又は適宜の寸法に切断するなどの処置を講ずること。

(注) 植筋線とは、等高線沿いに通常歩行できる程度のものである。

(4) 上記作業方法別区域については、監督職員が現地において図面に基づき指示するものとする。

(5) 指示区域について、特定仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施するものとする。

(造請— 1 3)

植付作業仕様書 (スギコンテナ苗植栽) (槇谷山 2238 ろ林小班外 1)

植付作業については、造林事業請負標準仕様書第 2 8 条によるほか次のとおりとする。

- 1 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。
 - (1) 植付本数 ha 当たり 1,400 本
 - (2) 列間距離 2.0 m 苗間距離 3.6 m
 - (3) 植穴の大きさは、植え付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着する大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が 2cm 程度深くなる深さとする。
- 2 前項基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。
- 3 植付地点を中心として四方の落葉、雑草等の地被物を取り除き、第 1 項の大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- 4 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないよう土を入れるなどの処置を講じ、地表面より 2 cm 程度深く垂直に植付けること。
- 5 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。
- 6 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。
- 7 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。
- 8 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせず、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。
- 9 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。
- 10 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。
- 11 この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

(造請— 1 3)

植付作業仕様書 (ヒノキコンテナ苗植栽) (槇谷山 2238 ろ林小班)

植付作業については、造林事業請負標準仕様書第 2 8 条によるほか次のとおりとする。

- 1 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。
 - (1) 植付本数 ha 当たり 2,100 本
 - (2) 列間距離 2.0 m 苗間距離 2.4 m
 - (3) 植穴の大きさは、植え付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着する大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が 2cm 程度深くなる深さとする。
- 2 前項基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。
- 3 植付地点を中心として四方の落葉、雑草等の地被物を取り除き、第 1 項の大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- 4 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないよう土を入れるなどの処置を講じ、地表面より 2 cm 程度深く垂直に植付けること。
- 5 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。
- 6 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。
- 7 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。
- 8 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせず、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。
- 9 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。
- 10 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。
- 11 この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

(造請－ 2 9)

歩道新設作業仕様書

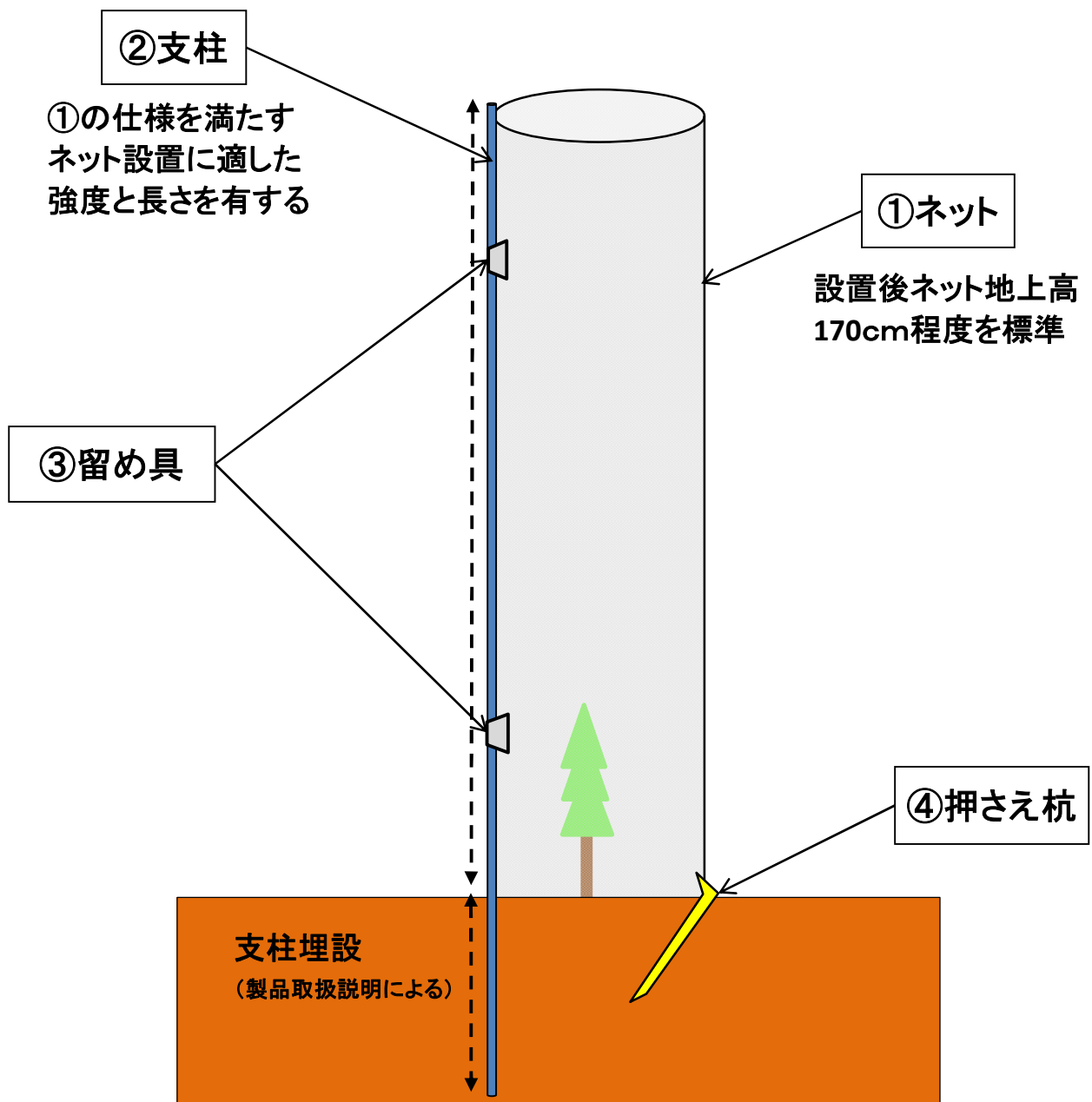
歩道新設作業仕様書については、造林事業請負標準仕様書第 1 3 条及び第 3 5 条によるほか次のとおりとする。

ただし、第 1 3 条に基づく造林事業請負実行管理基準の 5－(2)－(b)－アに掲げる() 書き部分「(監督職員の承諾を得た場合は、作成を省略することができる。)」については適用しないものとする。

- 1 作業地は、現地において測量杭等によって標示した箇所について行う。
- 2 測点を中心として幅員 1.0 m 内の雑草木、岩石類を支障とならない箇所に取り除くこと。
- 3 路面幅は 0.6 m とし、仕上がり路面は、平らになるよう切り土あるいは盛り土を行うこと。
- 4 切り土砂は、林地崩壊等の原因とならないよう処理すること。
- 5 滞水又は流水のおそれのある箇所は、監督職員の指示に従い必要な排水溝を設けること。
- 6 その他技術的事項に関しては、監督職員の指示によること。

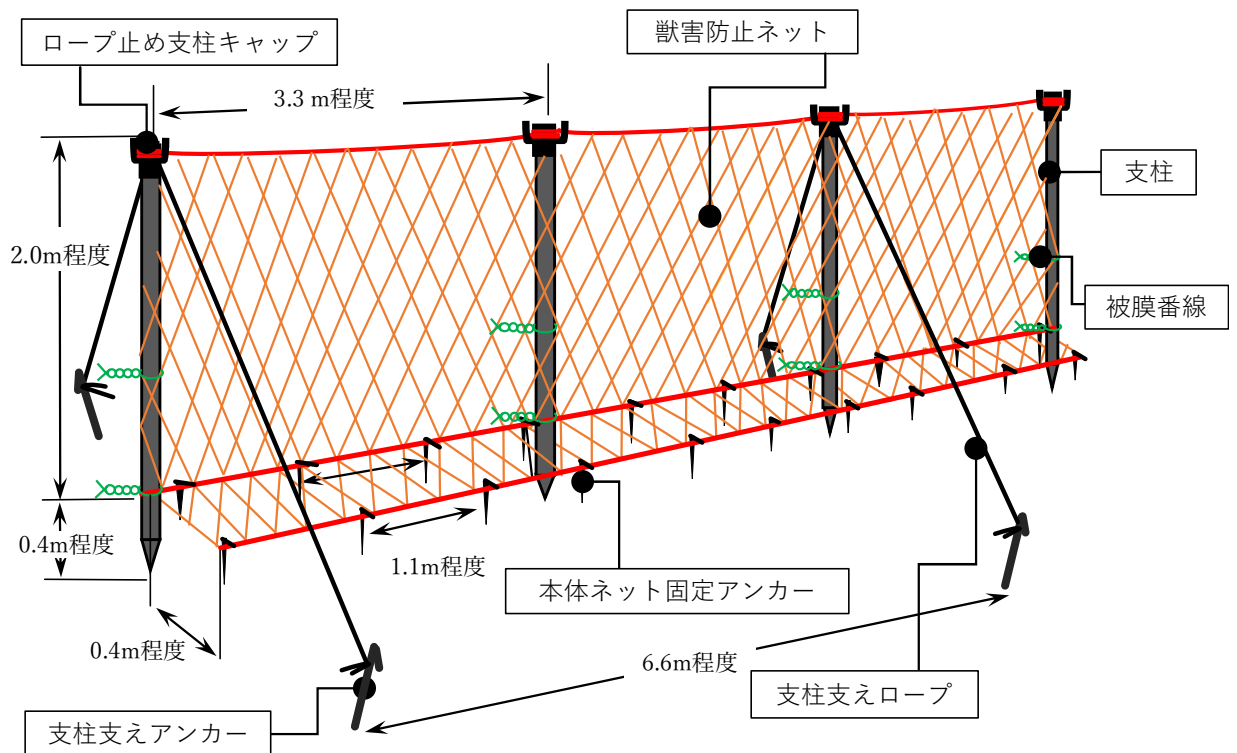
単木保護具設置仕様書及び定規図（ネットタイプ）

- 1 現地において表示または、指示した区域の植栽木に材料仕様書で定める単木保護具を設置すること。
- 2 支柱は、地面に打ち込み、しっかりと固定すること。
- 3 ネットは、真っ直ぐかぶせるとともに、地面とのすき間ができないように杭を打ち込むこと。
- 4 留め具を用いて支柱とネットを固定すること。
- 5 材料使用日誌に各人の設置本数を設置日毎に記録し、監督職員の要求に応じて提示するとともに、作業完了後は発注者に提出すること。
- 6 設置については、購入メーカーの製品取扱説明書等を参照すること。
- 7 この仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施すること。



シカ防護網設置仕様書及び定規図 (L字仕様)

1. 設置箇所は、発注者が指示した箇所とする。
2. 鹿防止ネットは、下記の寸法を基本として設置する。
3. 鹿防止ネット設置箇所は枝条及び下草を取り除くこと。
4. 材料使用日誌に各人の設置距離を設置日毎に記録し、監督職員の要求に応じて提示するとともに、作業完了後は発注者に提出すること。
5. 歩道と接続する個所及び監督職員が指定する個所に開閉可能な出入口を設置すること。
6. その他作業の実施に当たって疑問等のある場合は、監督職員と協議の上実施すること。



令和 7 年度 造林事業
 地 拵 作 業 外 4 請 負 箇 所 位 置 図
 楨谷山 国有林 2238 林班 ろ 外1 S=1:20000
 馬路森林事務所

位置図
 1:800,000

香美市

香南市 安芸郡

土

馬路

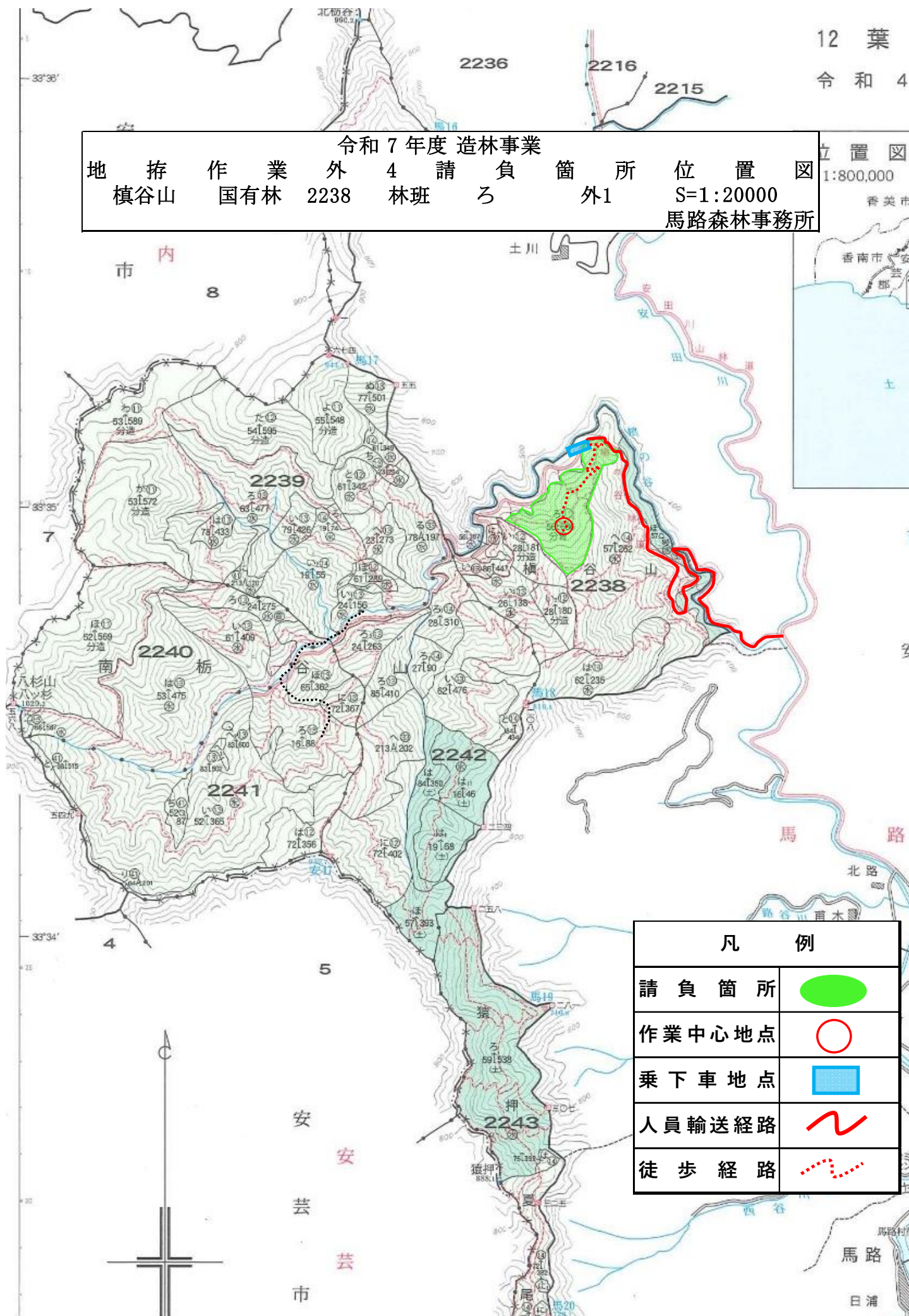
北路

馬路 苗木園

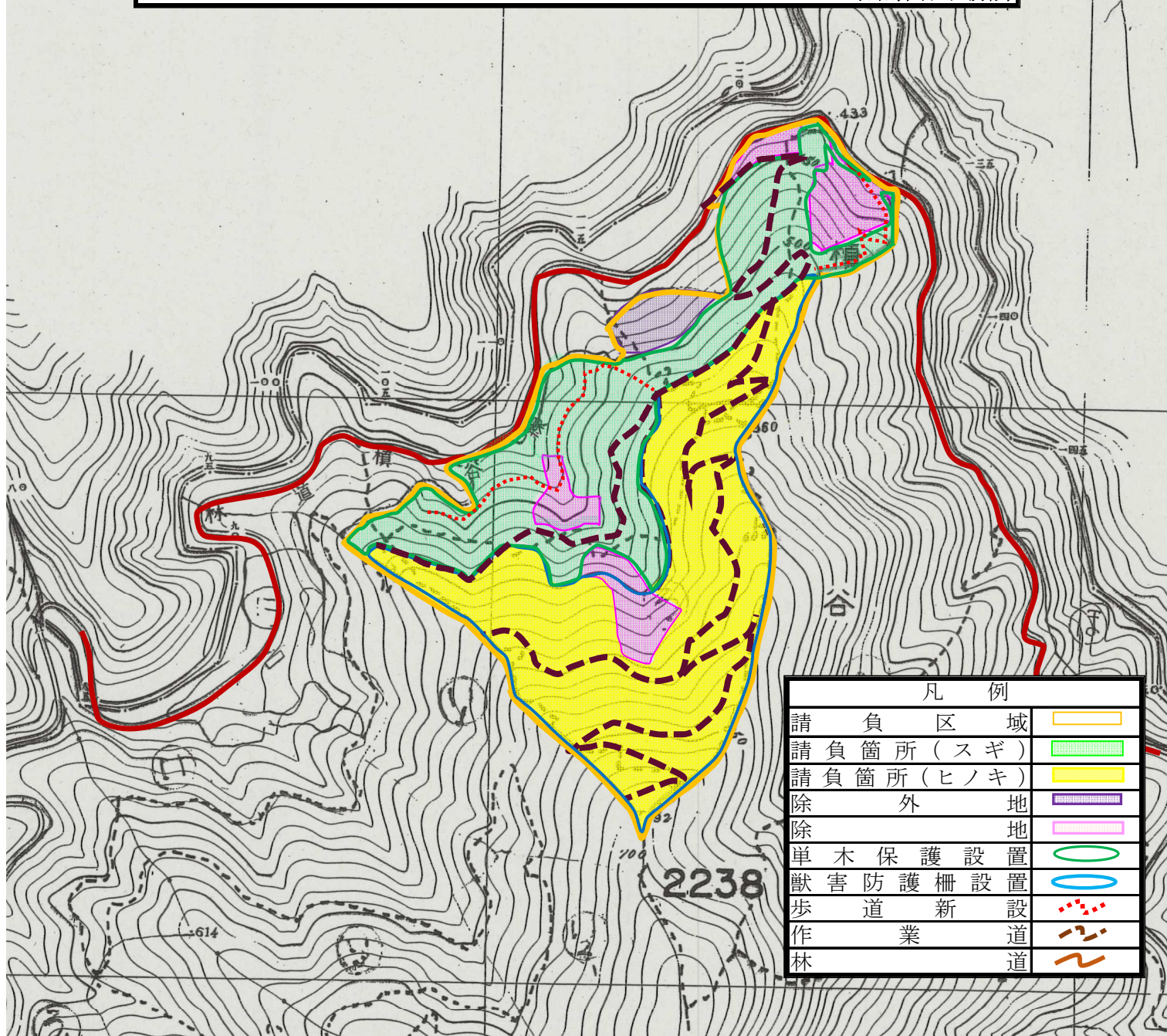
馬路

日浦

凡 例	
請 負 箇 所	
作業中心地点	
乗下車地点	
人員輸送経路	
徒歩経路	



令和7年度造林事業
地 拵 作 業 外 4 請 負 箇 所 位 置 図
楨谷山 国有林 2238 林班 ろ 小班 外1 S=1:5000
馬路森林事務所



記 番 別 内 訳 表 (単位:ha・km)							備 考
記番	作業種	林小班	林地面積 (ha・km)	控除面積(ha・km)		実行面積 (ha)	
				除地外	除外地		
3	地拵	2238ろ	10.74	2.17	0.34	8.23	
9		2238は	10.37	10.25		0.12	
3	植付	2238ろ	10.74	2.17	0.34	8.23	スギ 3.38ha (1,400本 / ha)
9		2238は	10.37	10.25		0.12	ヒノキ 4.85ha (2,100本 / ha)
-	単木保護具設置	2238ろ	-	-	-	3.38	スギ 3.38ha 4,732本
-		2238は	-	-	-	0.12	スギ 0.12ha 168本
-	鹿防護網設置	2238ろ	-	-	-	2.78	鹿防護柵延長 1900 m
2	歩道新設	2216ろ	-	-	-	550m	